別添

事由別修正箇所

１．提出された意見を踏まえて修正を実施したもの　※変更内容については別紙のとおり。

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

第１条（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

・第５条の２　第３号(1)

第２条（電波法施行規則の一部改正）

・第３条第１項第１号

第５条（無線設備規則の一部改正）

・第 14 条第１項　表六、表十

・別表第１号注 31（16）

第６条（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

・別表第２号第１注３(4)、(5)

○無線局運用規則第百三十七条の三第三項及び第五項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する国又は地域及び値を定める件

・第２項

○平成 30 年総務省告示第 356 号の一部を改正する件

○平成 26 年総務省告示第 338 号の一部を改正する件

・第１項第１号(2)

○電波法関係審査基準

・別紙２第２　１（16）シ（ソ）、１（23）カ（ア）

・別紙２第４　１（１）

２．実質的な変更をもたらさない形式的な修正等をしたもの　※変更内容について記載の無いものは別紙のとおり。

（１）誤字・平仄・体裁等の修正を行ったもの

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

○周波数割当計画（配字及び表のレイアウトの修正）

○平成 30 年総務省告示第 356 号

○平成 26 年総務省告示第 338 号

○令和２年総務省告示第 251 号

○平成 23 年告示第 453 号

○平成 23 年告示第 278 号

○平成 23 年告示第 279 号

○電波法関係審査基準

（２）規定の整理のため、記載ぶりの変更・追記を行ったもの　※変更内容については別紙のとおり。

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

第２条（電波法施行規則の一部改正）

・第３条第１項第８号

・第４条第３項

第３条（無線局免許手続規則の一部改正）

・別表第二号の二第２注 16（６）

・別表第二号の二第３注 21（４）

第４条（無線局運用規則の一部改正）

・第 137 条の３

第５条（無線設備規則の一部改正）

・第 49 条の６第２項

第６条（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則）

・別表第２号注２（４）

附則

○無線局運用規則第百三十七条の三第三項及び第五項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する国又は地域及び値を定める件

全項

○平成 26 年総務省告示第 338 号

第１項第１号、４号、６号

○令和２年総務省告示第 251 号

第４項第１号

○電波法関係審査基準

別紙２第２　１（16）カ（イ）、シ（セ）、シ（チ）

１（22）エ（イ）、１（23）